

一般社団法人日本ボッチャ協会

ボッチャマン®及び周辺キャラクター使用ガイドライン

はじめに

□「ボッチャマン」について

一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」）は、ボッチャマン他周辺キャラクター（以下、「本キャラクター」）をボッチャ競技応援キャラクターとして制定いたしました。「ボッチャマン」は、本協会のボッチャ競技応援キャラクターとして、ボッチャ競技のPR・魅力発信、普及振興のため、幅広く活動していきます。

□「ボッチャマン」とは

ボッチャを愛し、ボッチャを有名にするため生まれたスーパーヒーロー。

緻密な戦略と大胆な駆け引きで試合を支配し、右手からドラマティックな一投を繰り出す。のだが、ここいちばん緊張でガチガチになる癖が顔を出す。得意技は、逆転の型その壱「竜巻ロビング」。

第1項 キャラクター使用について

本キャラクターに関する一切の権利は、本協会に帰属します。この「ボッチャマン®及び周辺キャラクター使用ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、本キャラクターのイメージの統一性を図るため、本キャラクターの使用に関する基本的なルールを説明したものです。本キャラクターを使用する際には、本ガイドラインの規定を遵守してください。

本キャラクターの使用は、本協会と契約しているスポンサーに限定されます。また、使用にあたっては有償となり、**申請の必要があります**のでご注意ください。申請後、審査を経て使用が許可されます。

第2項 本キャラクター使用の申請について

申請より、使用承諾の通知までには、2週間程度を要します。また、完成見本の提出などの最終確認も必要となりますので、申請書はお早めにご提出ください。

なお、使用基準は「名称」「デザイン」「着ぐるみ」「着ぐるみの画像」のいずれにも適用されます。

本キャラクターの使用を申請する企業、団体は、本ガイドラインおよび、別に定める「ボッチャマン®及び周辺キャラクター ライセンス規約」（以下、「本ライセンス」）の規約を遵守していただく必要があります。

本ガイドラインまたは本ライセンスにしたがった利用であっても、個々の利用の態様等によって

は、本キャラクターの利用に関して条件・制限を付けさせていただくことがあります。このような場合には、本協会の指示に速やかにしたがってください。

本ガイドラインまたは本ライセンスに違反する利用や、本協会が禁止する利用（本ガイドライン第2項（2）をご参照ください。）が行われた場合、あるいは本協会からの指示・条件・制限に速やかにしたがっていただけない場合には、本キャラクターの利用許諾を直ちに中止します。

1 使用することができる範囲

- （1） 無償イベント（企業または団体内でのボッチャ大会、地域でのボッチャ体験イベント等）開催における装飾、チラシ等配布物への利用及び、チラシ等配布物のデザインのウェブサイト上での公開
- （2） 本協会およびボッチャ競技を応援する旨の広告（ポスターやウェブサイト上での公開）
- （3） （1）および（2）の使用の場合であっても、本協会が事前に上記各使用の態様について確認することがあり、確認の結果により、使用の態様の変更または使用の中止を指示することがあります。

2 ボッチャマン及び周辺キャラクター使用における注意事項

（1）著作権

本キャラクターに関する著作権その他一切の権利は、対価の支払いの有無にかかわらず一般社団法人日本ボッチャ協会に帰属します。

（2）禁止事項

- ① 利用者が本キャラクターおよび周辺キャラクターの商標登録、意匠登録その他の登録を行うこと。
- ② 使用目的が以下の項目に該当する場合は使用をお断りし、使用許可を取り消しますので、ご注意ください。
 - A) ボッチャ競技および本協会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる場合
 - B) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しない場合
 - C) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれのある場合
 - D) 当社または第三者の知的財産権その他一切の権利または名誉を侵害する使用、またはこのような侵害のおそれがある使用の場合
 - E) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
 - F) 使用目的が明らかでない場合
 - G) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与える使用の場合

H) 商業目的に使用された場合

I) その他本協会が不適当と認める場合

(3) 本協会の免責

本協会による本キャラクターの使用許諾に伴って、本協会が許諾を受けた者に対して法的アドバイスの付与その他の法的業務を行うことはありません。

本協会は、本キャラクターを使用する第三者（本協会から使用許諾を受けた者であること、あるいは本ガイドラインおよび本ライセンスにしたがって本キャラクターを利用する者であることを問いません。）に発生した損害や責任については、補償等は一切行いません（当該第三者の責任と費用負担で全て解決するものとし、万一、これに関して本協会に何らかの損害や責任が発生した場合は当該第三者が本協会に対して賠償、補償等の一切の措置を講じなければならないものとしします。）。

また、本キャラクターの使用に関連して発生した損害や責任、または使用許諾取消・使用差止めに関連して発生した損害や責任に対しても、本協会は一切の責任を負いません（万一、これに関して本協会に何らかの損害や責任が発生した場合は、本キャラクターを使用した第三者が本協会に対して賠償、補償等の一切の措置を講じなければならないものとしします。）。

3 本ガイドラインの変更

(1) 本協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本協会の裁量により、本ガイドラインを変更することができます。

① 本ガイドラインの変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

② 本ガイドラインの変更が、本ガイドライン等に基づく利用許諾契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(2) 本協会は前項による本ガイドラインの変更にあたり、変更後の本ガイドラインの効力発生日まで相当期間を置いて、本ガイドラインを変更する旨及び変更後の本ガイドラインの内容とその効力発生日を前条に定める方法により、利用者に対して通知します。

(3) 変更後の本ガイドラインが発効された後の本キャラクターまたは本キャラクターの二次的創作物の利用の開始または利用の継続をもって、利用者は変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされます。

4 その他

本キャラクターの利用に関しては、本ガイドラインおよび本ライセンスのほか、著作権法およびその他の適用法令を遵守してください。

一般社団法人日本ボッチャ協会

ボッチャマン®及び周辺キャラクター ライセンス規約

ボッチャマン®及び周辺キャラクター ライセンス規約（以下「本ライセンス」）は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」）が権利を保有する本キャラクター（第1条第1項第2号に定義）を利用者（第1条第1項第4号に定義）が利用する場合の利用可能な範囲および利用条件を定めるものです。

利用者は、本キャラクターを利用することによって、本ライセンスの条項に一切の留保なく、かつ一切の条件を付帯することなく拘束されることを承諾したものとみなされます。

第1条（定義）

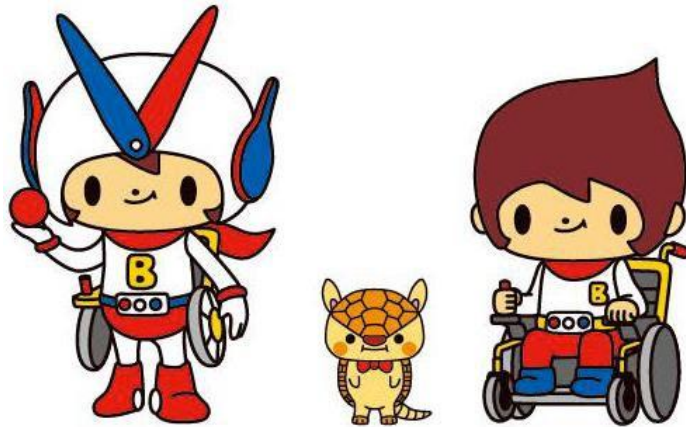
1 本ライセンスにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1）「キャラクター」

その存在を他と区別するために、名称を付与され、その他外見、性格等によって特徴づけられた抽象的概念を表現するために創作された、イラスト、動画、立体工作物などの著作物をいいます。

（2）「本キャラクター」

本協会が著作権を保有する以下のキャラクターをいいます。



（3）「二次的創作物」

本キャラクターを利用して作られたポスター、チラシ、カードなどの派生作品を指す。

（4）「利用者」

本協会と契約しているスポンサーで、本キャラクターを利用し、また、二次的創作物を作成する者をいいます。

（5）「本ガイドライン」

本キャラクターの二次的創作物への利用に関して、本協会が別途作成する、本キャラクターのイメージの統一性を図るための本キャラクターの利用及び二次的創作物の作成デザインに関する基本的なルールを説明した「ボッチャマン®及び周辺キャラクター使用ガイドライン」をいいます。

2 その他の用語の意義および解釈については、本ライセンスに別段の定めがある場合を除き、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の規定に従うものとします。

第2条（著作権法その他の適用法令との関係）

本キャラクターは、著作権法およびその他の適用法令によって保護されます。

第3条（利用許諾・利用条件）

1 利用者は、本協会に対し、本協会が別途定める申請書を用いて本ガイドラインおよび本ライセンスに基づく利用許諾の申請を行うものとし、本協会がこれを承諾した場合に、本協会と利用者との間で、本ガイドラインおよび本ライセンスに基づく利用許諾契約が成立するものとします。

2 本協会は、前項に定める利用許諾契約が成立した場合、本ガイドラインおよび本ライセンスの各条項にしたがい、利用者自身が次の各号に定める利用を行うことを利用者に対して非独占的に許諾します。

（1）二次的創作物を作成すること。

（2）本キャラクターまたは二次創作物を、複製、配布、展示、公衆送信すること、あるいは公衆送信可能な状態にすること。

3 利用者は、前項の定めにかかわらず、本キャラクターおよび二次的創作物を次の各号に定める態様で利用することは一切できません。

（1）本協会による事前の使用許諾なく、商業活動、営利活動など商用利用として本ガイドラインおよび本ライセンスにおいて許容された限度を超えて利用すること。

（2）本キャラクター、本協会または本協会から許諾を受けた者が作成する二次的創作物、本協会、および本協会の公式製品等について、これらのイメージや品位を傷つけるような利用。

（3）法令および公序良俗に反するような利用。

（4）本協会または第三者の知的財産権その他一切の権利または名誉を侵害する利用、またはかかる侵害のおそれがある利用。

（5）本協会が特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与える利用。

（6）本協会のスポンサーの競合製品、競合他社オブジェクトとの合成。

（7）本協会の公式製品であるかのような誤解を招く態様での利用。

(8) その他本協会が不適切と判断する利用。

第4条（免責）

1 本協会は、本キャラクターおよび二次的創作物の利用に関し、特定の利用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、瑕疵の不存在を含むあらゆる保証をしません。

2 本ライセンス、ならびに、本ライセンスに基づく本キャラクターおよび二次的創作物の利用により利用者に発生するいかなる損害についても、本協会は、いかなる場合においても一切責任を負わず、利用者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。万一、本協会に損害等が発生したときは、利用者はこれを賠償するものとします。

第5条（一般社団法人日本ボッチャ協会による条件・制限および本協会への通知）

1 本協会は、利用者による本キャラクターの利用（二次的創作物の利用を含む）の態様や状況が、本ライセンスの範囲を超えると判断する場合その他本協会が必要と判断する場合には、当該本キャラクターの利用に関して条件を付け、または本キャラクターの利用を制限することができます。利用者は、本協会からかかる条件・制限を通知された場合には、速やかにこれらに従わなければなりません。

2 利用者は、本キャラクターの利用が本ライセンスの範囲を超えてしまったとき、あるいはそのような状態にいたる可能性があるときは、本ライセンスの定めにしたがって速やかに本協会に通知しなければなりません。

第6条（本ライセンスの変更）

1 本協会は、次のような場合に本ライセンスを適宜変更できるものとします。

（1）本ライセンスの変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

（2）本ライセンスの変更が、本ライセンス等に基づく契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 本協会は前項による本ライセンスの変更にあたり、変更後の本ライセンスの効力発生日まで相当期間を置いて、本ライセンスを変更する旨及び変更後の本ライセンスの内容とその効力発生日を前条に定める方法により、利用者に対して通知します。

3 利用者において、変更後の本ライセンスが発効された後の本キャラクターまたは二次的創作物の利用の開始または利用の継続をもって、利用者は変更後の本ライセンスおよび本ガイドラインに同意したものとみなされます。

4 変更後の本ライセンスの内容は、本キャラクターおよび二次的創作物の本ライセンスの変更前になした利用行為に影響を及ぼしません。

第7条（本ライセンスの終了）

- 1 利用者が本ライセンスまたは本ガイドラインの条項に違反した場合には、当該利用者へ付与された本ライセンスは自動的に終了するものとします。これによって、本キャラクターの利用に関する本協会と当該利用者の関係は著作権法およびその他の適用法令によってのみ規律されることとなります。
- 2 前項に関わらず、本協会は、いつでもその理由のいかんを問わず、本ライセンスを停止または終了させることができるものとします。
- 3 本協会は、本条に基づき本ライセンスが終了等したことによって利用者に発生したいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第8条（準拠法）

- 1 本ライセンスは、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
- 2 本ライセンスのいずれかの規定が、準拠法の強行法規に抵触するとき、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第9条（管轄）

本ガイドライン及び本ライセンスに関連して紛争が生じた場合には、両当事者は、かかる紛争等を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとします。両当事者によって紛争等が友好的に解決できない場合、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とします。

第10条（その他）

本キャラクターに関する本ライセンスに記述のない全ての権利は、本協会が留保いたします。

附則

2024年7月20日 制定

2025年4月1日より施行

本ガイドライン及び本ライセンスを一部改訂し、2025年7月30日より施行

本ガイドライン及び本ライセンスは、公益財団法人日本財団パラスポーツサポートセンターの助成金を受けて作成しています